議事概要

| 会 議 名 | 令和 6 年度第 2 回 曽於警察署協議会 |
|-------|---------------------------------|
| 会議日時 | 令和6年11月25日(月曜日) 14時00分 ~ 15時50分 |
| 会議場所 | 曽於警察署敷地内 曽於地区交通安全協会会議室 |
| 出 席 者 | 1 協議会 会長以下 9人 |
| | 2 警察署 署長以下 7人 |

(会議の概要)

- 1 管内の治安情勢と警察署の取組状況について
 - (1) 警察安全相談の受理状況
 - (2) 事件等の発生・検挙状況
 - ア 刑法犯認知・検挙状況
 - イ DV・ストーカー、児童虐待の状況
 - ウ うそ電話詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の発生状況
 - エ 少年非行の検挙状況
 - オ 不良行為少年の補導の状況
 - カ 声掛け・つきまといなど (脅威事案) の発生状況
 - (3) 交通事故の発生状況等
 - ア 交通人身事故の発生件数・主な特徴
 - イ 交通物損事故の発生件数・主な特徴
 - ウ 3 町別の交通人身事故発生状況
 - (4) 地域課関係
 - ア そおグッドFMによる広報活動
 - イ 敬老会における防犯講話
 - ウ 弥五郎どん祭り雑踏警備
 - 5) 警備課関係
 - ア 防災訓練への参加
 - イ 北朝鮮による人権侵害問題啓発週間
 - (6) その他の警察署の活動等
 - ア 故外山警部補墓地清掃活動
 - イ 小学生児童の社会科見学
 - (7) 当面の主な警察活動
 - ア 年末年始の特別警戒
 - イ 年末年始の交通事故防止運動
 - ウ 狩猟期における猟銃等に係る事件・事故の防止及び指導取締り
- 2 地域社会の特定のテーマについて
 - (1) うそ電話詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の現状について説明
 - ア 鹿児島県内の被害状況
 - イ曽於署管内の被害状況
 - ウ 主な被害防止対策
 - ② 効果的な防止方策についての意見
 - ア 年代別で使用するインターネットツールが違うと思うので、そのプラットフォームごとに、「どのようにアプローチをしてきて、どのように誘導されて詐欺の被害に遭うのか。」を具体的に広報した方がよいのではないでしょうか。
 - イ 各家庭に詐欺被害防止のポスターを貼ってもらうことはできないでしょうか。
 - ウ 曽於市消費生活センターの職員が、詐欺被害に関する相談を受理した際に未然防 止等のアドバイスができるように、警察署が開催する水際対策会議に出席させたい と思いますが、どうでしょうか。
- 3 警察業務に対する意見・要望
- (1) 今年の9月に有明町伊崎田の製茶工場から草刈り機が盗まれる事件があったようですが、曽於署管内においても窃盗常習者や窃盗グループ等による発生がありますか。

【回答】

曽於署管内では、トラクターやチェーンソーや草刈り機といった農機具類の盗難が

複数発生しているほか、本年9月頃から害獣対策として使用される電気柵のバッテリーを対象とした盗難が複数発生しています。

農機具類は、空き家や倉庫においても保管中に盗まれる被害が多く、軽トラックの荷台に置いていたところ盗まれたものもある状況です。

次に、窃盗常習者による発生の有無ですが、只今、御説明しました盗難は、金属回収業者への換金を目的として、職業的に行われていることがほとんどです。

このような職業的な窃盗犯人は、生活費や遊ぶ金欲しさに常習的に犯行に及んでいるのが実情ですので、管内で発生している農機具等の盗難も窃盗常習者による犯行の可能性が高いです。

最後に、窃盗グループ等による犯罪の発生状況ですが、窃盗グループとは言い難いものの、本年中、連続発生した万引き事件や太陽光発電施設を対象とした電気ケーブルの盗難事件では、それぞれ被疑者2人を逮捕しています。

なお、いずれの事件も、犯人たちは友人関係にあり、誰かに指示されたものでもありませんので、今、世間を賑わせている「匿名・流動型犯罪グループ」や「闇バイト」に該当するものではありません。

(2) 最近、闇バイトに加担した犯罪が増加していますが、県内において発生した事案がありますか。

また、防止策として取り組まれていることがあれば、教えてください。

【回答】

今のところ、鹿児島県内及び曽於署周辺では、闇バイトが絡む事件は発生していませんが、うそ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺においては、現金やキャッシュカードを受け取りにくる「受け子」や騙し取ったキャッシュカードを使用してATMから現金を引き出す「出し子」は、鹿児島県内でも多数検挙されており、これら検挙された者は、闇バイトが絡んでいる可能性があるところです。

ただし、「闇バイトが絡んでいるか、否か。」は、捜査をした結果判断するものであり、また、闇バイトに特化した統計資料もないため、「県内において闇バイトが絡む犯罪がどれだけ 発生しているのか。」は、分かっていないのが現状です。

次に、闇バイトが絡む犯罪への防止策は、大きく分けて2つになります。

一つ目は、脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者等に対する効果 的な呼び掛けです。

詳しく説明しますと、

- ① 求人情報に応募しようとする者への呼び掛け
- ② 脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者への呼び掛け
- ③ 犯罪実行者募集グループに脅迫されている者の保護 となります。

求人情報に応募しようとする者へは

- ・ 仕事の内容を明らかにせず、高額な報酬の支払を示唆するもの
- ・ 応募後、匿名性の高いアプリへ誘導するもの
- ・ 応募者に対して、運転免許証や顔写真等の個人情報の送信を求めるものなどの不審点のある求人情報には絶対に応募しないように呼び掛けています。

脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者に対しては、

- 犯罪を行う前に110番通報や匿名通報ダイヤル(0120-924-839)へ通報したり、近隣の警察署等に相談したりすること。
- 警察は相談を受けた本人や家族を保護する用意があること。
- 犯罪に関与すると取り返しのつかない結果を招くこと。

といったことを呼び掛けています。

また、犯罪実行者募集情報に応募して犯罪に加担しようとする者の中には、「自身や家族に危害を加える。」などと脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者もいるため、そのような者からの相談があった場合は、家族を含めた保護対策を講じるといった対策を講じているところです。

二つ目は、警戒活動の強化です。

闇バイトが絡む事件は、「深夜帯に住宅地で発生している。」、「ハンマーやバール等を用いてガラスを叩き割る。」といった特徴があることを踏まえ、

- ・ 深夜帯における住宅地周辺の警戒活動の強化
- 不審者に対する職務質問や所持品検査の徹底

といった警戒活動の強化に努めているところです。

③ 最近、都市部で電動キックボードの危険な運転が報道される場面を目にしますが、 運転に当たっての交通ルールと曽於署管内における登録台数がどれくらいあるかを教えてください。

【回答】

昨年7月1日から、「特定小型原動機付自転車」、いわゆる電動キックボードにかかわる規定が改正されています。

「特定小型原動機付自転車」とは、次の要件を満たすものをいいます。 一つ目は、車体の大きさが、長さ190センチメートル、幅60センチメートルを超えないこと。

二つ目は、車体の構造として、

- ① 時速20キロを超える速度を出せないこと。
- ② 走行中に最高速度の設定を変更できないこと。
- ③ オートマチック・トランスミッション(AT)であること。
- ④ 最高速度表示灯が備えられていること。

などの要件があります。

運転者の年齢制限は、16歳未満の者の運転が禁止されており、また、16歳未満の者に対して、「特定小型原動機付自転車」を提供することも禁止されています。

主な交通ルールとして、まず運転する前に、①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、②自賠責保険に加入し、③ナンバープレートを取り付けなければなりません。

普通乗用自動車等と同様に飲酒運転が禁止されています。

通行する場所は、「原則、車道の左側を通行しなければならない。」となっており、 左折しようとする場合は、あらかじめウインカーを操作して左折の合図を行い、でき るだけ道路の左端に沿って十分に速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないよ うに注意して曲がらなければなりません。

右折しようとする場合は、どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。

その他の主なルールは、信号機の信号に従う義務、道路標識等により通行が禁止されている道路の通行禁止、一時停止すべき場所での一時停止、歩行者の優先、携帯電話の使用禁止等があります。

例外的に歩道を通行できる場合として、「特例特定小型原動機付自転車」の基準を全て満たす場合に限り、歩道を通行することができます。

通行することができる歩道は、全ての歩道ではなく、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限られます。

「特例特定小型原動機付自転車」とは、①最高速度表示灯(緑色の灯火)を点滅させていること、②時速6キロを超える速度を出せない車両となっています。

「特定小型原動機付自転車」を利用の際は、交通事故の被害を軽減するため頭部を 守ることが重要ですので、乗車用ヘルメットが必要になります。

交通事故の場合の措置は、普通乗用自動車等運転と同様に、負傷者を救護したり、 直ちに警察官に交通事故について報告しなければならず、措置を講じなかった場合は、 いわゆる「ひき逃げ」になります。

以上主な交通ルールについて、御説明いたしました。

本年8月末現在、当署管内における登録台数は1台となっており、県内では、169台の登録がなされています。

(4) 全国的に増加している外国人移住者や労働者の方と接する機会が、将来的に増えることが予想されますが、鹿児島県や曽於警察署の現在の取組や対応策等があれば教えてください。

【回答】

県警察においては、外国人コミュニティ(在留外国人が多く集住する地域や多く所属する企業等)を対象として、関係行政機関、住民団体、企業等と協働し、各種警察活動を的確に行うことにより

在留外国人に係る犯罪被害の防止

外国人コミュニティへの犯罪組織の浸透の防止等 を図ることを目的とした 在留外国人の安全の確保に向けた総合対策 を推進しているところです。

実施している具体的な取組については 防犯・交通安全についての広報・啓発活動 関係行政機関との連携 外国人コミィニティの実態把握 不法滞在事犯等違反行為に対する取締り となります。

次に、当署における取組ですが、主な取組としては 技能実習生に対する防犯指導、交通安全指導、防災指導 受け入れ企業に対する訪問活動

等です。

こららの取組を通じて、在留外国人や在留外国人の受入企業に対し、 在留カード携行の徹底、不法残留禁止の呼び掛け 自転車利用時における交通ルールの説明

等を実施しています。

その他といたしまして、在留外国人との意思疎通を円滑に図るため、在留カードの 照合機能や翻訳機能を有する端末を活用し、各種警察活動を推進しています。

(5) 財部交番には、警察官が常駐しておらず、拾得物は末吉交番まで持って行ったり、以前、銀行で振り込め詐欺を防いだ際は、「警察官が駆けつけるのに時間がかっかった。」と聞きました。今後も常駐の予定はないでしょうか。あわせて、理由を聞かせてください。

【回答】

財部交番の勤務体制については

24時間勤務となる一当務に一人の警察官

という体制で運用しており、基本的には毎日勤務員が常駐していることになります。

ですが、勤務員は日中、財部町全域で発生する事件・事故への対応に当たりますし、事件事故等の取扱いがない場合にも、各家庭を訪問する巡回連絡や防犯パトロール等を実施していますので、どうしても交番を不在にする時間帯が多いことになります。

財部交番が不在の場合は、隣接する末吉交番やパトカー勤務員が事案対応しています。

特に今年は、5月頃から10月頃まで

太陽光発電施設における銅線窃盗事案

畑に設置された鳥獣除け電線のバッテリー窃盗事案

が立て続けに発生し、中でも財部交番管内に設置された太陽光発電施設から銅線が盗まれる事案が連続発生するなど、その対応と被害防止のための広報活動や防犯パトロールを強化した関係上、交番を不在にすることが多かったことは否めず、地域の皆様に多大な御迷惑と御不便をお掛けしました。

地域の皆様からは、「警察官にいつも交番に居てほしい。」という声と、「パトロールを強化してほしい。」という相反する御意見があるのも実情ですので、御理解のほどよろしくお願いします。

(6) 闇バイトでの強盗事件等が報道されていますが、鹿児島県内や地域で同じような事件は発生していますか。

SNSでの青少年が関係する犯罪やこれから気を付けるべきことがありますか。

【回答】

闇バイトに関する質問については、先に説明したとおりです。

SNSでの青少年が関係する犯罪ですが、主なものとしまして 児童買春・児童ポルノ法違反、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反、殺 人、不同意わいせつといった重要犯罪、逮捕監禁 といったものがあります。

その中でも特に気を付けていただきたい犯罪が

女性になりすました男が、SNSを通じて青少年に近づき、裸の画像を送

らせる事案

「家出したい。」とSNSに書き込んだ青少年へ言葉巧みに近づき、性犯 罪に及ぶ事案

です。

裸の画像を送らせる事案は、「裸の画像をばらまかれる。」、「裸の画像をネタに脅 迫される。」といった更なる犯罪に発展する可能性があるほか、家出した青少年に絡 む事案にあっては、性犯罪のみならず、殺人や逮捕監禁といった凶悪事件に発展する 危険性をはらんでいます。

曽於市内においても、家出願望のある青少年が、SNSやネットゲームで知り合っ た男に誘い出され所在不明となる事案や未成年者自らSNSで泊まらせてくれそうな 人を探し、そこで知り合った男の家で寝泊まりしていた事案が発生しています。

幸い、認知したその日又はその翌日には未成年者を無事発見・保護しており、大事 には至っていないものの、一歩間違えると最悪な結果になっていた可能性も否めませ

気を付けていただきたいことは、

- 私たち大人が子供たちがSNSに関係する被害に遭わない環境を作ること。 子供たちにSNSの危険性を理解させること。 です。
 - 現在、警察から子供を持つ親御さんや学校等に対してお願いしているのは
 - 子供が使用するスマートフォンには、必ずフィルタリングを設定する。
 - スマートフォンやネット利用について、家庭でのルールを決める。

といったことです。

家庭内でのルールですが、子供は親や学校が一方的に決めたルールは守らない傾向 にありますので、子供たちと一緒になってお互いの折り合いをつけたルールを作るこ とが大切です。

当署においても、学校側からの依頼に基づき、小学生、中学生又は高校生を対象と した情報モラル教室を開催し、SNSの危険性やスマートフォンの適正な利用方法に ついて呼び掛けているところですが、学校や御家庭においても、お子様たちのライフ サイクルを見通した上で、その発達段階に応じたインターネットの利用方法を適切に 管理していただきたいと思っております。

(7) 高齢者や子供がいなくなったと言って、施設や警察の方がコンビニの店舗に探しに 来ることがありますが、特徴を聞いても、年代と性別を伝えられるだけで、「服装と か、持ち物等についてはわからない。」と言われます。

以前勤めていたところでは、いなくなった時間や服装等の詳細がFAXで送られて きていましたが、そのような組織作りは、できないでしょうか。

行方不明者等の発見活動につきましては、行方不明者の生命及び身体の保護を図る ため、関係者のプライバシーに配慮しつつ、事案に応じて迅速かつ的確に対応してい るところです。

委員がおっしゃったとおり、以前は高齢者等の早期発見を目的とした「SOSネッ トワーク」を構築し、公的機関や交通機関、医療機関、コンビニエンスストア等に対 して、行方不明者の身体特徴や着衣等を記載したメモをFAX送信していましたが、 近年はインターネット環境が普及し、FAXを撤去するところが多くなったことを受 け、現在はFAX送信は行っておりません。

代わりに、県警察あんしんメールの配信やそおグッドFMを通じた防災無線による 手配を行っているところです。

組織作りに関しましては、委員から賜った御意見、御要望を踏まえ、今後検討して まいります。

備 考